



# パラリンピック大会関係者宿泊料金の 執行について（概要説明）

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
輸送局宿泊部

2019年9月5日

# 1 組織委員会が負担すべき宿泊料金

以下の大会関係者等については、開催都市契約大会運営要件等に基づき、宿泊料金の支払いを組織委員会が負担する。

## (1) パラリンピックファミリー

- ・ オリンピック競技大会ガイド記載分の宿泊費
- ・ IPCと合意したパラリンピックファミリーホテル料金を、実際のホテルの契約料金が超過する場合の差額の負担

## (2) IF技術役員（IF Technical Delegate、国際技術役員、国内技術役員） IPC大会役員（アンチ・ドーピング委員会、医療委員会等メンバー）

## (3) 組織委員会ワークフォース等（スタッフ、セレモニー関係者等）

## 2 予算

項目	(1) パラリンピック ファミリー	(2) IF技術役員 IPC大会役員	(3) 組織委員会 ワークフォース等
執行予定額	V3予算額内		V3予算額内

- ・ 執行予定額は、ホテル（約35施設）ごとに以下の式により求めた費用の合計である。

$$\text{使用予定客室数} \times \text{客室単価} \times \text{使用予定期間}$$

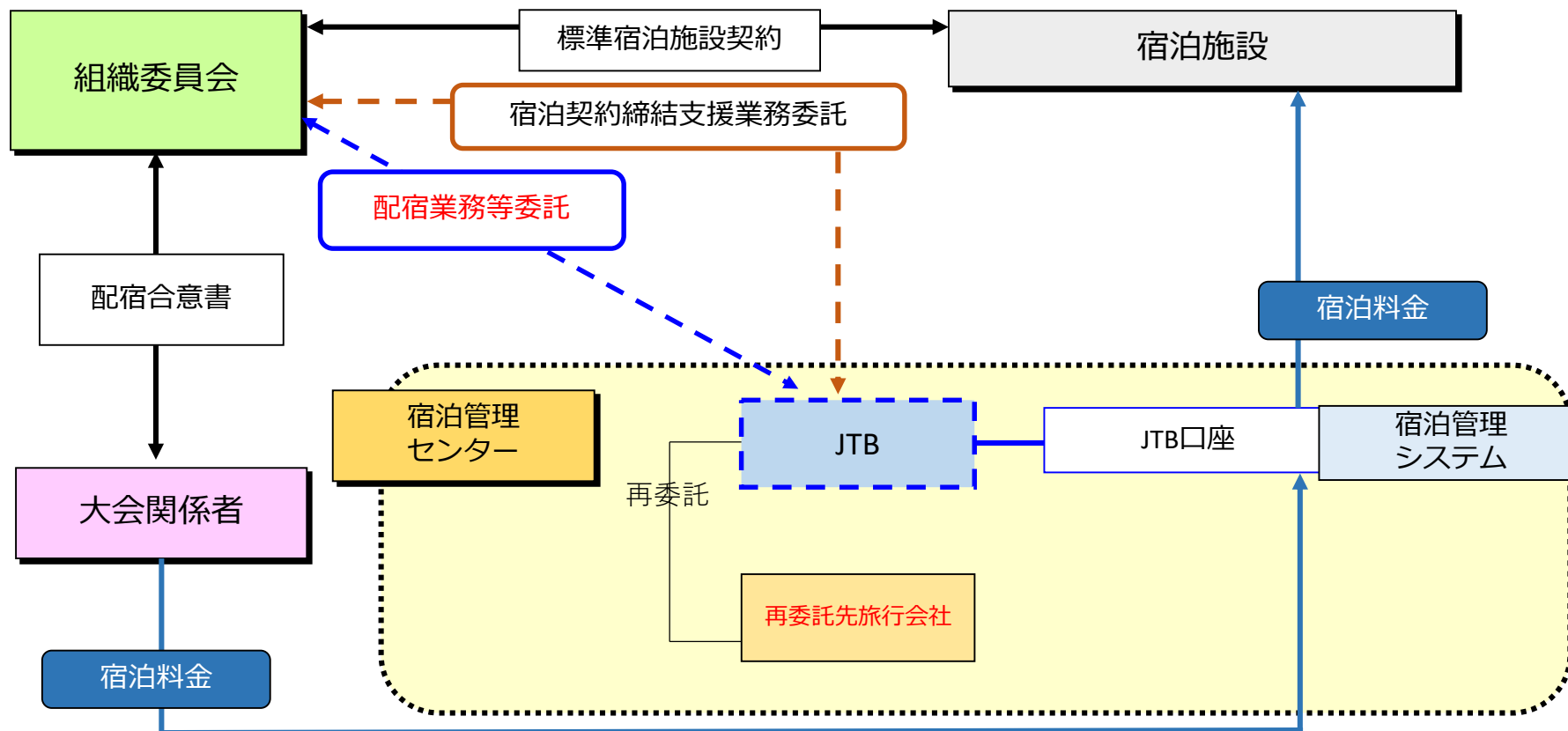
※使用予定客室数及び期間はHCC-ORの記載等に依る。

- ・ 実際に使用する客室数、期間等については、今後も精査を継続し、見直しを行っていく。

### 3 支払いフロー

※オリンピック競技大会と同じスキーム

- 2016年実施の総合評価にて、配宿業務の受託者として株式会社JTB（以下、「JTB」という。）を決定
- 本件支払いは、配宿業務等委託に従い、JTBに対して宿泊料金を支払うものであり、JTBは組織委員会より収受した宿泊料金を各宿泊施設に支払う。



(参考) 宿泊の手配・管理の全体イメージ

# 4 支払いスケジュール

	2019										2020									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
大会関係者からの支払い								● 第1回 30% (11/1)			● 第2回 60%— 第1回支払額 (2/25)			● 最終回 残額 (5/25)						

※支払額の%は請求書発行時（支払期限の約1か月前）における宿泊料金総額を基準とする。